

県立学校入学者選抜 WEB 出願システム整備事業業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 6 月

岩手県

この「公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県立学校入学者選抜 WEB 出願システム整備事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

参加者は、本実施要領を踏まえ、技術提案書及び関連書類を提出するものとする。

1 契約の種類

本契約は公募型プロポーザル方式によるものであり、プロポーザル提案の審査により委託候補者を選定し、資料2「業務仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 業務内容

(1) 業務名

県立学校入学者選抜 WEB 出願システム整備事業業務

(2) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度額

88,220千円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※ 当該金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 プロポーザル参加者の資格に関する事項

本業務に関するプロポーザル参加者は、以下のプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）を全て満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

(1) 参加資格

ア 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 最近1年間の国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

オ この公告の日から落札決定の日までの間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。

カ この公告の日から落札決定の日までの間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

キ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

ク 単独で技術提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

(2) 共同企業体は、次に掲げる要件を満たす2者又は3者の構成員からなる任意の団体であること。

ア 構成員間で次の(ア)から(コ)までに掲げる事項を定めた協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 共同企業体の代表者の名称及び権限

(オ) 各構成員の出資比率

(カ) 構成員の責任

(キ) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(ケ) 共同企業体が解散した後の瑕疵担保責任

(コ) その他必要な事項

イ 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 各構成員は(1)アからキまでに掲げる要件を満たしていること。

エ 本件プロポーザルへの参加に関して各構成員が他の共同企業体の構成員となっていないこと。

4 プロポーザル参加手続等に関する事項

(1) 提出先及び問い合わせ先

岩手県教育委員会事務局学校教育室高校教育担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁10階

電話：019-629-6141

FAX：019-629-6144

電子メールアドレス：DB0003@pref.iwate.jp

(2) プロポーザルに係る説明会の開催

説明会は開催しない。

(3) 関係書類の交付

プロポーザルに関する実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」
→ 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

資料1	公募型プロポーザル実施要領（本書）
資料2	業務仕様書
資料3	技術提案書作成要領
資料4	プロポーザルの審査について

(4) 実施要領等に関する質問の受付及び回答の公表

実施要領等に関する質問は、【様式第1号】「県立学校入学者選抜 WEB 出願システム整備事業業務 質問票」により受け付ける。

ア 受付期限

令和8年6月15日（月）午後5時

イ 受付場所

岩手県教育委員会事務局学校教育室（連絡先は上記4(1)を参照）

ウ 提出方法

電子メール又はFAXにより提出すること。

エ 回答方法

全ての質問事項と回答事項を取りまとめて、令和8年6月22日（月）までに、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

→ 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

(5) 参加資格の確認

参加者は、下記により参加資格確認申請書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類（提出部数：各1部）

・【様式第2号】 公募型プロポーザル参加資格確認申請書

・【様式第3号】 共同企業体協定書

・【様式第4号】 会社概要及び過去3年間の主な実績

・【様式第5号】 誓約書

（共同企業体で参加する場合は構成員ごとに作成の上、提出のこと。）

・【任意様式】 本委託業務を外部事業者の協力により履行する場合は、当該外部事業者の住所、名称及び代表者名並びに協力内容

イ 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時〔必着〕

ウ 提出先

岩手県教育委員会事務局学校教育室（連絡先は上記4(1)を参照）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(ア) 持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

(イ) 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和8年6月30日（火）までに文書により通知する。

カ 留意事項

(ア) 提出期限までに上記提出書類を提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。

(イ) 参加資格の確認は、参加資格確認申請日をもって行う。

(ウ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った提案を無効とする。

(6) 参加資格の喪失

参加者は、下記5に定める技術的審査委員会（以下「委員会」という。）の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(7) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求められることができる。

（ア）提出期限 令和8年7月7日（火）午後5時

（イ）提出場所 上記4（1）に同じ

（ウ）提出方法 持参による

イ 県は、説明を求められたときは、令和8年7月10日（金）までに、説明を求めた者に対し書面等でその理由を回答する。

(8) 技術提案書等の提出（提出部数：資料3「技術提案書作成要領」2のとおり）

参加資格確認申請書類を提出し、岩手県より参加資格がある旨の通知を受けた者（以下「参加者」という。）は、下記のとおり技術提案書等を提出すること。

ア 提出書類

・【様式第7号】提案書

・資料3「技術提案書作成要領」で定める書類

※ 参加者1者につき1提案とし、事業提案に係る費用の額は、上記2（4）の提案限度額を超えないものとする。

イ 提出期限

令和8年7月16日（木）午後5時

ウ 提出先

岩手県教育委員会事務局学校教育室（連絡先は上記4（1）を参照）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

（ア）持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

（イ）郵送の場合は、封筒等の表に、「技術提案書等在中」の旨を朱書きの上、配達記録が残る方法にて提出期限までに必着のこと。

オ 留意事項

（ア）提出期限までに提出しない者は、プロポーザルに参加できないものとする。

（イ）一度提出した技術提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

（ウ）技術提案書等の作成、提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。

また、提出された技術提案書等は返却しない。

(9) 企画提案の無効

参加資格を失った者の企画提案又は下記のいずれかに該当する提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、本実施要領に定めるプロポーザルに関する条件に違反した提案

(10) プロポーザルへの不参加

参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が下記5（1）で定める委員会に参加しない場合は、令和8年7月16日（木）午後5時までに【様式第6－1号】又は【様式第6－2号】「公募型プロポーザル参加辞退届」を上記4（1）の提出先まで持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、プロポーザル参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の技術提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

ア 資料4「プロポーザルの審査について」に基づき、プロポーザル審査を行う。

イ プロポーザル審査は、下記により開催する委員会において行う。

ウ 日程（予定） 令和8年7月27日（月）

※ 参加者数によっては2日間【2日目：令和8年7月31日（金）】実施予定

エ 場所（予定） 岩手県庁10階 教育委員会委員室

(2) 技術提案（プレゼンテーション）

ア 審査は、技術提案書等の提出書類及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

イ プレゼンテーションの実施に当たっては、追加資料等を提出することは認めない。

ウ プレゼンテーションの時間は、1者当たり50分以内（技術提案書の説明におよそ30分、委員会からの質疑応答におよそ20分）とする。

※ 参加者の数に応じて、時間の調整を行うことがある。

エ プレゼンテーションで使用する機材として、プロジェクター及びスクリーンは県が用意するが、パソコン等については参加者で用意すること。（端子はHDMIに限る）。

オ プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出受付順とする。

カ プレゼンテーションの正式な日時及び場所については、参加者に対して別途通知する。

キ プレゼンテーションは非公開により行う。

(3) 委託候補者の決定

ア 委員会の審査を基に、県が第1順位の委託候補者を決定する。

イ 県は、第1順位の委託候補者と契約の交渉を行う。ただし、第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の順位者と契約の交渉を行う。なお、次点の順位者が契約を締結しないときは、さらに次の順位の人と交渉することとし、以下同様とする。

ウ 審査結果は、受託候補者を決定後、各参加者に文書で通知する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

6 契約に関する事項

(1) 見積書の徴収

受託候補者には、改めて見積書の提出を求める。したがって、当初提出の参考見積書の額は、原則として契約額とならないこと。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(4) 技術提案書等との関係

技術提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

7 公正なプロポーザル実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に技術提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して技術提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

[参考：本プロポーザルに関するスケジュール]

①「質問票」受付期限	令和8年6月15日（月）午後5時
②質問事項に対する回答期限	令和8年6月22日（月）
③「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」提出期限	令和8年6月26日（金）午後5時
④参加資格確認結果回答期限	令和8年6月30日（火）
⑤「技術提案書等」提出期限	令和8年7月16日（木）午後5時
⑥「公募型プロポーザル参加辞退届」提出期限	令和8年7月16日（木）午後5時
【以下の日程は予定】	
⑦プロポーザル提案の審査（プレゼンテーション）	令和8年7月27日（月） ※予備日：7月31日（金）
⑧委託候補者と県の契約	令和8年8月上旬

9 Summary

- (1) Contracting entity : TASSO Takuya, Governor of the Iwate Prefectural Government,
10-1 Uchimaru, Morioka City, Iwate Prefecture, JAPAN
- (2) Subject matter of the contract : Prefectural School Entrance Examination Web
Application System Development Project.
- (3) Deadline for questions about proposals : June 15 2026, 17:00 JST.
- (4) Deadline for the submission of the tender application form : June 26 2026, 17:00
JST.
- (5) Deadline for the submission of proposals in person or by postal mail : July 16 2026,
17:00 JST.
- (6) Proposal presentation date (Proposal evaluation date) : July 27 2026
(Reserved date : July 31 2026).
- (7) Contact point for the notice: Office of School Education, Iwate Prefectural
Board of Education Secretariat, 10-1 Uchimaru, Morioka City, Iwate Prefecture,
JAPAN
TEL +81-19-629-6141
Email: DB0003@pref.iwate.jp